2026 年 4 月 21 日

高齢者人権条約の枠組み、構造、指針原則についての意見

日本高齢期運動サポートセンター

日本高齢期運動サポートセンターは、日本国憲法と国際的な高齢者の人権保障の到達点、そして国連のオープンエンド高齢化作業部会の討議と蓄積をふまえて、2022 年に、高齢者の主体的努力と参加によって「日本高齢者人権宣言」[1]を決議しました。私たちは日本政府に、この高齢者人権宣言が掲げる理念、原理、原則にもとづく立法、政策の実現を強く求めています。

私たちは、国連が高齢者人権条約を制定する際に、この日本高齢者人権宣言の諸原則や具体的権利の内容がぜひとも参考にされるべきだと考えます。

●質問 1【条約の枠組み・特に重要な視点】高齢者の人権に関する国際的に法的拘束力のある文書を導くべき包括的な枠組みは何か?

（1）人権保障の重要性と意味を強調すること

高齢者は、他の年齢の人々と等しく人権の享受主体であり、高齢者にはあらゆる人権が保障されなければなりません。そのため、条約の冒頭では、「人権保障の意味」を明示するべきだと考えます。

人権は奪うことのできない生きる基本の権利であること、人権の保障義務は国家にあることが特に強調されるべきです。その理念は、世界人権宣言、国際人権規約等国連条約の掲げる人間の尊厳です。すべての人の人権保障は、国連の目的である国際平和の基礎でもあります。

具体的には、以下のような内容が示されるべきだと考えます。

「基本的人権（人権）とは、それ無くしては人間として生きていけない生きる基本です。その理念は、人間の尊厳です。尊厳の本質とは、すべての人が価値において平等で、取って代われないことと、一人ひとりが自己決定できるということです。尊厳が保障されたといえるのは、人権が十分に保障されたときにほかなりません。」

（日本高齢者人権宣言、前文より）

「人権が保障されていることの意味でとくに重要なのは次の点です。

1 人権は、国が、すべての国民に保障する最高位の権利であること。

2 人権は、国に「保障」の義務があること。国は、権利を否定し、支援・応援にとどまる

---

[1] http://nihonkouren.jp/pdf/pamphlet_eng_2023.pdf

ものではなく、まして人々に自粛・自衛、自助、共助・互助を強要するものではありません。
3 人権は、人権侵害・剥奪に対しては裁判を通じて、立法、行政、司法（判決）を裁き、無効にできる権利であること。
4 税金は人権保障のために使われなければなりません。
5 人権は、人類のたたかいの成果であり、現在及び将来の国民に対し、「侵すことのできない永久の権利」として保障されるものです。」

（日本高齢者人権宣言「Ⅰ 人権保障の意味」より）

（2）高齢者観を正しく示すこと

高齢者は単なる保護や慈善の対象ではありません。他の年齢の人々と等しく人権の享受主体であり、生涯にわたって人間の尊厳と独立を保持し、自己決定を行い、社会に参加し続ける、社会にとって価値のある存在で大切な貢献者です。条約の冒頭で、このような高齢者観を正しく明示する必要があると考えます。

これまで高齢者は、すでに現役を引退した、能力が低下した、もはや社会にとって役に立たない存在として軽視や差別の対象とされる傾向がありました。あるいは、かつて国連の取組みでも、高齢者を単なる保護の対象や、経済的開発/発展の文脈のなかでとらえる傾向がありました。そうした見方ではなく、人権の主体であり、積極的で価値ある存在であることを、前文などで明確に示しておく必要があると考えます。

●質問 2【条約の基本原則】高齢者の権利を効果的に保護するために、法的拘束力のあるこの文書の基盤となるべき核心原則（core principles）は何か?

1991 年の高齢者のための国連原則や日本高齢者人権宣言が示しているとおり、少なくとも「尊厳」「独立」「参加」「ケア」「自己実現」の 5 つの価値が基本原則として位置づけられるべきだと考えます。

「高齢者のすべての人権保障と、高齢者に関係する制度や施策の立案・実施にあたっては、次の 5 つの原理が基本とされなければなりません。

尊厳　一人ひとりがその価値において平等であり、他者とは取って代えられない、かけがえのない存在として尊ばれること

独立　家族や地域、国や自治体から十分なサービスを受けながら、身体的にも精神的にも他者から支配されず、自律した自己決定に基づいた生活を送れること

参加　社会の構成員として社会のあらゆる側面に関与し、影響力を行使できること

ケア　尊厳や独立の保持に必要な医療、長期ケア、所得、文化、学習などが十分保障されること

自己実現　生涯にわたって自己の可能性を最大限に伸ばし、追求できること」

（日本高齢者人権宣言「II　基本原理」より）

加えて、優生思想に基づく差別、とりわけ年齢による差別（エイジズム）を明確に禁止することも必要だと考えます。通常の社会生活でも年齢による差別はみられ、非常事態ならなおさら、交差性（インターセクショナリティ）を伴いながら差別が顕在化している現状があります。年齢による差別の禁止を明文化することで、社会に根付く差別に対応することが可能になります。

また、高齢者には司法へのアクセス権が保障され、人権保障が徹底されなければならないことも明文化すべきです。

●質問 3【条約の構造】法的拘束力ある文書は、明確さと効果性を確保するためにどのような全体構造や構成を採用すべきか？

条約の構造として、前文、定義、基本原則、国の義務、保障される具体的な人権、実施規定が含まれることが必要だと考えます。

「前文」では、「人権保障の意味」「権利主体としての高齢者」「あるべき高齢者観」を記した文章がおかれ、また、年齢による差別（エイジズム）の禁止を明示すべきです。

「基本原則」では、上記のとおり、「尊厳」「独立」「参加」「ケア」「自己実現」を基本原則として明示すべきと考えます。年齢による差別（エイジズム）の禁止と司法への完全なアクセス、高齢者のあらゆる人権の保護も明記されるべきです。

「国の一般的義務」として、以下のように国と地方自治体には人権保障義務があることを明示すべきだと考えます。また、企業にも人権尊重の責任があること、企業や私人に人権を遵守させる最終的義務が国にあることも明示すべきです。

国や地方自治体の人権保障義務のなかには、そのために資源を優先して使用すること、とりわけ必要な財政支出を行う義務があることも含まれます。

「1 国は、高齢者の人権保障に対する最終的な義務と責任を負います。
2 国と自治体は、この宣言の実現をめざすことを政策の基調としなければなりません。
3 企業にも、この宣言を基準として活動し、差別を無くし、人権を保障する責任があります。
4 高齢者の人権保障の財源は、国・自治体・企業の負担を原則とします。高齢者に対して、尊厳を保持した生活を妨げるほど高額な費用負担を求めることは許されません。」

（日本高齢者人権宣言「IV 国・自治体・企業の責任」より）

「具体的な人権」として、日本高齢者人権宣言で定める 23 種類の人権が、少なくとも含まれるべきだと考えます。

「高齢者に保障される人権」

1 年齢による差別の禁止・女性高齢者など、差別を受けやすい高齢者への平等な権利保障、2 いのちと尊厳が守られる権利、3 自律的で独立した生活をおくる権利、4 社会に積極的かつ全面的に参加する権利、5 身体の自由と安全、暴力・虐待を受けない権利、6 残虐かつ非人道的な取り扱いをされない権利、7 自由に考え、信仰する権利、8 表現の自由、言論の自由、情報にアクセスする権利、9 プライバシーと名誉が守られる権利、10 十分な生活水準への権利、社会保障の権利、11 最高水準の健康を享受する権利、12 長期ケアを受ける権利・ケアする人の権利、13 労働権、14 学習する権利、15 文化および科学の成果を享受する権利、16 レクリエーション、余暇、スポーツの権利、17 居住の権利、健康的な環境についての権利、18 交通権、移動の自由、建物等へのアクセス権、19 財産権、20 政治参加、行政参加、司法参加、社会参加の権利、21 団体を結成し、活動する権利、22 災害や緊急事態における権利、23 審査請求や裁判を受ける権利

（日本高齢者人権宣言「Ⅲ 高齢者に保障される人権」より）

上記に加えて、障害のある人の権利条約の 12 条「法律の前における平等な承認」を、条約の中に明記すべきです。

「実施規定」には、国連に高齢者人権条約に固有の条約機関を設け、各国における条約の履行状況を継続的にモニタリングする仕組みが必要です。各国には、条約機関の求めに応じて報告提出等を義務づける必要があります。加えて、選択議定書を策定し個人通報の仕組みを設けることが不可欠です。

モニタリング手続きには、市民組織の参加を保障する規定がおかれることも必要です。

また、条約に定める人権の保障を実効性あるものとするためには、各国の国内に、政府から独立した国内人権機関を設け、同機関が役割を発揮することが不可欠です。そこで、条約には国内人権機関の設置を各国の義務として定めていただくよう求めます。

以上。